

千葉県小中体連剣道専門部 申し合わせ事項

1 礼法・マナーの徹底

(1) 団体試合の礼

○ 団体の礼は、九歩の間合いで整列し行う。審判員に対しての礼は行わない。

(2) チームの入れ替え

① 先鋒戦の開始は、選手全員が座るのを待たず、監督が座った時点で開始する。

② 次の試合の学校は、前試合が終了後、前試合の選手が整列するのと同時に整列をする。その際に面・小手・竹刀は次の試合の待機場所に置いたままにし、礼が終わったあと、面・小手・竹刀を移動させる。

2 防具の着装の徹底および望ましい服装

(1) 面紐・胴紐は紺色または白色とする。

3 足袋、サポーター、テーピングについて

(1) 使用する場合は、所定の届け出用紙に記入の上、監督はサポーターなどを使用する選手を連れて、審判副主任に届け出をし許可を得る。

(2) テーピングの色は白色またはベージュとする。

4 剣道具について

(1) 選手の剣道着・袴は、黒色・紺色または白色とする。

5 竹刀について

(1) 竹刀計量により不合格となった竹刀は、アリーナ内に持ち込まない。

(2) 弦の色は、白・黄・紫とする。

6 つばについて

(1) 革色のもの（白色も可）を使用する。それ以外のものを使用している場合は、その場で、つばあるいは竹刀全部を取り替えさせる。

7 負傷または事故について

◇ 負傷または事故などにより試合が継続できない場合は、次の要領で処置する。

(1) 医師が現場に到着してから治療の可否判断をするまでの時間を5分以内とする。

① 治療可能と判断した場合は、治療にかかわる時間は治療に必要な時間とする。

② 試合続行不可能と判断した場合は、試合不能者は棄権者となる。

(2) 医師の処置の状況により、審判主任の判断で相手選手の対応をする。監督からの指導は認めない。審判員についても試合者に準ずる。

(3) 負傷により試合が継続できない場合は、その原因を起こした者を負けとし、その原因が明瞭でない場合は、試合不能者を負けとする。

(4) 負傷または事故者として処理された者は、状況によりその後の試合に出場することができる。

(5) 加害者として負けとされた者は、その後の試合に出場することができない。

8 その他

(1) 応援は拍手のみとし、監督席や観客席から選手への声援、指示は行わない。

(2) 反則に対する拍手などはしない。